

経営事項審査申請用の「加入・履行証明書」発行要領

(契約後 1 年以上)

1. 加入・履行証明書の発行要件

(1) 就労日数分の共済証紙の貼付（手帳更新）

決算期間内において、公共・民間工事を問わず、被共済者全員について就労した全日数分の共済証紙が共済手帳に貼付され、かつ、共済手帳の更新が適正にされていること。

また、加入・履行証願を申請する日現在において、共済手帳の更新が遅れている（共済手帳の交付日から、1 年以上経過している）被共済者がいないこと。

【共済手帳の更新が遅れている被共済者がいる場合】

① 共済手帳の交付日から証明を受ける月の前月までの全就労日数分の共済証紙を貼付した共済手帳を持参し、共済手帳の更新をすること。また、併せて出勤簿（写し）を提出すること。

② 就労日数が少なく、共済手帳の交付日から証明を受ける月の前月までの全就労日数分の共済証紙を共済手帳に貼付しても、共済手帳の更新をすることができない場合は、出勤簿（写し）を提出すること。

※上記①②以外にも共済証紙の購入及び元請からの共済証紙の受入れと、被共済者の状況等を確認した後、必要に応じて出勤簿（写し）の提出を求めることがございます。

（それぞれご提出いただく出勤簿（写し）の期間は手帳の交付日から証明を受ける月の前月まで）

(2) 下請を使用している場合は、共済証紙の現物交付が適正に行われていること。また、被共済者が 0 人の場合は、決算期間内に、共済証紙の購入及び下請への共済証紙の現物交付が適正に行われていること。

(3) 共済証紙の購入基準

共済証紙の購入基準は、直前決算における工事施工高に対して、

土木一式工事 0. 3 / 1 0 0 0 建築・舗装・その他工事 0. 2 / 1 0 0 0

と定めておりますので、証明を受ける時点までに必ずこの基準まで共済証紙の購入をしてください。なお、元請から共済証紙の現物交付を受けている場合は共済証紙購入額に加えて計算してください。

(4) 認められる例外

上記1. の(3)「共済証紙の購入基準」の要件を満たしていない場合でも上記1. の(1)「就労日数分の共済証紙の貼付」(手帳更新)と(1)の①②及び上記1. の(2)の要件を満

たし、次に該当する場合は加入・履行証明書を発行することができます。

・決算期間内に購入した共済証紙は少ないが、かつ決算期間前に購入した共済証紙が残っている場合。

(5) 下記2. の加入・履行証明書の手続きの(1)「提出書類」については、全て作成のうえご提出いただくこと。

また、下記2. の(2)「照合確認のため提示書類」について不足がないこと。

2. 加入・履行証明書の発行手続き

※窓口にお見えになる場合は、持参した書類の説明ができる方をお願いいたします。

(1) 提出書類

- ① 建設業退職金共済事業加入・履行証明願 **原本(必ず2部作成してください)**
- ② 共済証紙受払簿 **(写し)**
- ③ 共済手帳受払簿 **(写し)**
- ④ 共済証紙の現物交付がある場合は「共済証紙現物交付書」又は、「共済証紙受領書」 **(写し)**
※上記④の書類がない場合は、その代わりとなる書類(受渡をした日付、日数及び会社名が確認できるもの)をご提出ください。

(2) 照合確認のための提示書類

- ① 事業年度終了報告書の中の「直前三年の各事業年度における工事施工金額」又は、「経営事項審査申請書の中の工事種別完成工事高」 **(写し)**
- ② 事業年度終了報告書に添付する財務諸表の中の「損益計算書」 **(写し)**
- ③ 直前決算期間から現在までの「掛金収納書」 **(写し)**
※上記①、②はともに経審を受ける審査基準日(直前決算日)の完成工事高が記載されているものをご提示ください。

(3) 入札参加資格審査申請用の加入・履行証明願については、申請する審査基準日をご確認ください。その審査基準日の証明をすでに受けている場合(再発行)は、加入・履行証明願の原本2部と、前回発行した加入・履行証明書の **(写し)** をご提出ください。

証明を受けていない場合は、本要領の1. の「加入・履行証明書の発行要件」に従ってください。なお、申請する審査基準日において、建設業退職金共済制度に加入していない場合は、加入・履行証明書の発行はできません。

3. 証明手数料 一通800円

4. 受付時間 平日 午前9時～午前11時 午後1時～午後4時
土日・日曜日・祝日及び年末年始はお休みです。

5. 郵送による受付については、埼玉県建設業協会ホームページを参考としてください。

6. 発行場所 さいたま市南区鹿手袋4-1-7 TEL 048-861-5111 FAX 048-861-5376